# 地域づくりセミナー開催支援金　Ｑ＆Ａ

## 1　対象事業

Ｑ１　市町村に事務局等がある実行委員会や協議会等の事業は対象になるか。（事業に係る経費を市町村が直接支出する場合は対象になるか。）

Ａ１　市町村が経費を支出する場合であっても、実行委員会等の事業は対象にならない。（実行委員会等の事業であるため。）

Ｑ２　実行委員会等に負担金や補助金を支出し、その団体が実施する事業は対象になるか。（市町村が後援等している場合はどうか。）

Ａ２　対象は市町村の直営事業のみ。市町村が後援等をしていても、実行委員会等が実施する事業は対象にならない。

Ｑ３　講演会後にワークショップを実施するが、講演会は広く住民の参加を呼びかけ、ワークショップはより深く議論するために町内会長等に参加対象者を絞って実施する事業は対象になるか。

Ａ３　対象になる。ただし、〇〇審議会や〇〇協議会といった組織等の委員・会員のみで実施する場合は、その審議会等の「会議」と見なされるため対象にならない。また、参加対象者を絞った結果、ワークショップの住民参加人数が１０人を下回る場合は、対象とならない。

Ｑ４　複数の市町村が合同（広域）で開催するセミナーは対象になるか。（代表市町村で開催し、近隣市町村の地域住民が参加する場合等）

Ａ４　対象になる。ただし、経費を合同で負担している場合は、支援金により代表市町村のみ負担が軽くなる（又は、負担が無くなる）等がないよう配慮していただきたい。
　なお、代表市町村のみが負担が軽くなる等の場合は対象外。

Ｑ５　講演・講義及びワークショップ等を開催し、後日、その結果をもとにフォーラムを開催するがその経費は対象になるか。

Ａ５　一連の事業であると判断できる場合は対象になる。ワークショップの結果をより多くの住民等に周知することで、地域づくり（まちづくり）に資すると判断した場合は対象とする。（グループ討議等は必須）

Ｑ６　子どものしつけや栄養管理等を内容とする「子育てセミナー」は対象になるか。（家庭内での子育てをテーマに開催した場合は対象になるか。）

Ａ６　対象となるセミナーは、講演・講義のほかに、「グループ討議又はワークショップ等による意見交換を通じて、地域づくりを推進するためのセミナー」であるため、子育てがテーマの場合、地域でどのように子どもを見守り、育てていくか（地域全体での子育て）といった視点が必要になる。

Ｑ７　防災セミナーを開催するが、同じ講師により1日目は職員を対象、2日目は住民を対象とするセミナーを実施する場合は2日間とも地域づくりセミナー開催支援金の対象になるか。

Ａ７　２日目のみ地域づくりセミナー開催支援金の対象となる。この場合、１日目を市町村職員まちづくり研修会開催支援金で申請することはできない。また、児童生徒を対象とする「１日防災学校」は支援対象外とする。

Ｑ８　民間企業の経営者や職員等を対象とした事業（経営者セミナー等）は対象になるか。

Ａ８　経営者等のマネジメント能力向上や企業経営等に関する内容であれば対象外。（本支援金

の対象となるセミナーは、「グループ討議やワークショップ等による意見交換を通じて、地域づくりを推進するためのセミナー」であるため。）

Ｑ９　セミナーの参加者は全部で１５名だが、そのうち地域住民が８名で、職員が７名となっている。半数以上が地域住民だが、対象になるか。
Ａ９　地域住民の参加者が全体参加者数の２分の１を超えていて、かつ１０名以上である必要があるため、対象にならない。

## ２　支援対象経費

Ｑ１　講師の報償費等（報償費の額や講師の人数等）に上限はあるか。
Ａ１　特に定めはない。（市町村で定める報償費等の基準による適正な支出であること。）

Ｑ２　セミナーの開催前（開催日とは別の日）に、講師が事前調査のために市町村を訪問するが、その際の旅費は対象になるか。
Ａ２　セミナーを開催するにあたり、事前調査が必要不可欠であれば対象になる。

Ｑ３　ワークショップの題材にするためフィールドワークをする際の経費（車両借上料等）は対象になるか。
Ａ３　ワークショップ開催のために必要不可欠であり、かつ講師等も参加する場合は対象になる。

Ｑ４　住民を対象にワークショップを開催するが、市町村が委嘱している審議会等の委員にファシリテーターを依頼し、その謝礼を支払う場合は対象になるか。
Ａ４　ワークショップが必要であれば対象。ただし、審議会等の委員報酬や費用弁償であれば対象にならない。（審議会等の運営経費に対する支援（助成）ではないため。）

Ｑ５　昼食会を兼ねてのワークショップや、ワールドカフェ方式のワークショップの際の飲食代は対象になるか。
Ａ５　対象にならない。（食糧費は対象外経費。ただし、参加者等に提供する水・お茶等や、最低限必要な講師の昼食代等は対象。）

Ｑ６　防災ワークショップで非常食の試食をするが、その経費は対象になるか。
Ａ６　ワークショップを実施する際に防災意識啓発のために必要不可欠なものとして実施するのであれば対象になる。ただし、参加者数に合致しない数量を購入したり、単に参加者に非常食を配布したりする場合や、大規模な炊き出しを行うような場合は対象外。

Ｑ７　食育事業やご当地グルメ等開発のワークショップで試食をするがその経費は対象になるか。
Ａ７　単に「料理教室」のような内容であれば支援対象事業にならないが、地域の食材を活用したメニュー開発等のために必要であれば対象。ただし、事業費の大半が試食に要する経費である場合は対象にならない。

Ｑ８　講師（大学教授等）の講義の後に、当該大学等の学生を入れてワークショップを実施する場合、学生に係る費用は対象になるか。
Ａ８　学生にファシリテーター等を依頼し、その謝礼であれば対象（単に参加者としての旅費であれば対象外）。

Ｑ９　「花のまちづくりワークショップ」等で講師がプランター作りのデモを実施するが、プランター代（花の苗等を含む）は対象になるか。
Ａ９　セミナー当日にグループワーク等で使用するものは対象になる。ただし、事業費の大半がプランターの購入に要する経費である場合は対象にならない。

Ｑ10　セミナー開催前（又はセミナー開催後）に住民を対象としたアンケート調査を実施するが、そのアンケート費用は対象になるか。
Ａ10　セミナーの開催経費とは見なされないため対象外。

Ｑ11　セミナー開催後に参加者および地域住民にセミナーの報告書を送付する経費は対象になるか。
Ａ11　セミナーそのものに必要な経費ではないため対象外。

Ｑ12　セミナーの資料を印刷するためにプリンタートナーを購入するが、対象となるか。
Ａ12　トナー等のプリンター用カートリッジは、使用するプリンター本体を他の事業と共用することができ、経費の切り分けが困難であるため対象外。